

堺障援第1170号
令和2年7月8日

各指定生活介護事業所管理者様
各指定自立訓練事業所管理者様
各指定短期入所事業所管理者様
各指定共同生活援助事業所管理者様
各指定施設入所支援事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

緊急事態宣言解除に伴う

障害福祉サービス事業に係る居宅等における支援の取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示され、本市においては、下記の通り、新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス事業に係る居宅等における取扱いについて通知させていただいたところですが、緊急事態宣言解除に伴い、令和2年8月1日からは従来の基準によるサービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

ただし、利用者の個別の状況や障害福祉サービス事業者の受け入れ体制等の状況により、やむを得ず居宅等におけるサービスの提供を行う場合については、下記のとおり、事前の届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる本市の通知

(1) 生活介護事業所、自立訓練事業所

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における支援の取扱いについて」(令和2年3月19日付け堺障援第3608号)
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における支援の取扱いについて(第2報)」(令和2年4月13日付け堺障援第152号)

(2) 短期入所事業所

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う短期入所事業に係る居宅等における支援の取扱いについて」(令和2年4月20日付け堺障援第258号)

(3) 共同生活援助事業所、施設入所支援事業所

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う共同生活援助、施設入所支援の取扱いについて」(令和2年5月8日付け堺障援第490号)

2 今後やむを得ず臨時的な在宅サービスの提供を行う場合について

「臨時的な在宅サービス提供がやむを得ない場合の届出」（別紙）及び個別支援計画の写しを堺市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号）宛てに届出が必要となります。

令和2年8月1日以降、別紙での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

3 在宅サービスの提供後の手続きについて

在宅サービスを提供した月の翌月10日までに、「サービス提供実績記録票」に在宅サービスを提供した開始時間及び終了時間並びに備考欄に在宅で提供した具体的なサービスの内容を記載の上、その写しを堺市健康福祉局障害福祉部障害者支援課宛てに提出してください。

【別添資料】

(別紙1) 在宅のサービスを提供する場合の届出

(別紙2) サービス提供実績記録票記載例

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害者支援課 藤井、増田(有)

TEL : 072-228-7510

FAX : 072-228-8918